

総社市下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第62号

総社市下水道事業の設置等に関する条例

(設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、総社市下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

(財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(下水道事業の範囲)

第3条 下水道事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公共下水道事業（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画に基づき行う事業をいう。）
- (2) 農業集落排水事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の4の規定により認可を受けた事業計画に基づき行う事業をいう。）

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 下水道事業の処理区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

- (1) 公共下水道事業 総社市公共下水道条例（平成17年総社市条例第197号）第2条第13号に規定する区域
- (2) 農業集落排水事業 総社市農業集落排水処理施設条例（平成17年総社市条例第182号）第2条第4号に規定する区域

(利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第5条 毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額がある場合は、減債積立金、利益積立金若しくは建設改良積立金として積み立てること、又は自己資本金に組み入れることができるものとする。ただし、減債積立金については、企業債の額を超えて積み立てることはできない。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、次の各号に定める目的以外の用途には使用することができない。ただし、議会の議決を経た場合は、この限りでない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良費に充てる目的

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分の予定価格は、2,000万円以上（適正な対価を得ている売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）とし、種類については、次のとおりとする。

- (1) 不動産又は動産の買入れ又は譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）
- (2) 不動産の信託の受益権の買入れ又は譲渡

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付の寄附の受領等)

第8条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 負担付の寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの
- (2) 法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のもの
(業務状況の作成)

第9条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類（以下「業務状況」という。）を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務状況には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する業務状況においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する業務状況においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
 - (2) 経理の状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事由により、第1項に定める期日までに同項の業務状況を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。
(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(総社市公共下水道事業基金条例の一部改正)
- 2 総社市公共下水道事業基金条例（平成17年総社市条例第94号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>総社市下水道事業基金条例</u></p>	<p><u>総社市公共下水道事業基金条例</u></p>
<p>(設置)</p> <p>第1条 公共下水道事業の費用に充てるため、<u>総社市下水道事業基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立額)</p> <p>第2条 毎年度基金として積み立てる金額は、<u>総社市下水道事業会計予算</u>で定める。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益は、<u>総社市下水道事業会計予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を<u>総社市公共下水道事業費その他の経費</u>に繰り替えて運用することができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 公共下水道事業の費用に充てるため、<u>総社市公共下水道事業基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立額)</p> <p>第2条 毎年度基金として積み立てる金額は、<u>総社市公共下水道事業費特別会計歳入歳出予算</u>で定める。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益は、<u>総社市公共下水道事業費特別会計歳入歳出予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を<u>歳計現金</u>に繰り替えて運用することができる。</p>